

行政事業レビューシート (総務省)						
予算事業名	政党助成事務委託費		事業開始年度	平成7年度	作成責任者	
担当部局庁	自治行政局選挙部		担当課室	政党助成室	室長 中村 賢	
会計区分	一般会計		上位政策	政党助成費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	総務省設置法第4条 政党助成法 第32条第3項、第5項、第38条		関係する計画、通知等	政党助成事務委託要綱		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	都道府県選挙管理委員会における、政党の支部から提出された政党交付金に係る支部報告書、支部総括文書及び監査意見書の保存・閲覧					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	都道府県の選挙管理委員会は、政党交付金の支出の公明と公正を確保するため、政党の支部から提出された政党交付金に係る支部報告書、支部総括文書及び監査意見書を保存及び閲覧に供することとされている。この事務は性質上、もっぱら国に利害のある事務として位置付けられ、それに要する経費については、地方財政法第10条の4に規定する経費として国庫が全額措置すべきものであるため、委託費として各都道府県に直接交付するもの。 <補助率: 10/10>					
実施状況	支部報告書等の保存及び閲覧事務を実施している47都道府県選挙管理委員会に対し委託費を交付。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	161	161	161	161	23
	執行額	161	155	148		
	執行率	100.0%	96.3%	91.9%		
	総事業費(執行ベース)	161	155	148		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	政党助成事務委託要綱に基づき、各都道府県から交付申請を受け、申請内容の確認をした後委託費を交付。その後、各都道府県から精算結果報告書の提出を求め、余剰が生じた場合は国庫に返納することとしている。また、その収入・支出の状況を明確にするため、各都道府県において委託費にかかる収入及び支出の明細を記載した会計帳簿並びに当該支出を証する領収書その他の書類を整備保管することとしている。				
	見直しの余地	<ul style="list-style-type: none"> 政党助成事務委託費について、適切な事業計画の策定と円滑な執行を求めため、委託要綱の定めに基づき、具体的な委託費の執行に留意するよう各都道府県選挙管理委員会あて事務連絡を発出しているところであり、引き続き各都道府県から提出された交付申請や精算結果報告書の確認を行うとともに、適切な事業計画の策定と円滑な執行を求めていく。 各都道府県の委託費の執行について、参考となる事項については、他県への情報提供を図り、全体として執行事務の効率化に努める。 				
予算チームの監視・所見率	更なる見直し、改善が必要 (効率化)					
補記						

総務省
148百万円



47都道府県選挙管理委員会
148百万円

〔各都道府県選挙管理委員会において
支部報告書等の保存・閲覧事務を実施〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
賃金	支部報告書等の保存・閲覧業務を補助するために雇用した臨時職員に係る賃金	5.4			
消耗品費	事務用品、コピー代等	1.8			
通信運搬費	郵送料	0.7			
借料及び損料	パソコン賃借料	0.1			
計		8.0	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

平成21年度 政党助成事務委託費精算額(上位10)

(単位:円)

都道府県	精算額
東京都	8,000,000
北海道	5,813,000
兵庫県	5,280,000
岩手県	4,447,000
愛知県	4,271,000
神奈川県	4,171,243
千葉県	4,157,000
広島県	3,714,000
沖縄県	3,678,000
新潟県	3,589,000